

常用雇用労働者の総数の把握に当たっては、

一定の期間を定めて雇用されている労働者の計上漏れにご注意ください

納付金関係業務調査の結果、

「一定の期間を定めて雇用されている労働者」について

以下のような計上漏れが判明し、

納付金の追加納付や調整金の返還が生じています。

常用雇用労働者の総数の把握に当たっては、

当該労働者の計上漏れがないように、十分ご注意ください。



(計上漏れの例)

- ・雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されている労働者のみを計上し、雇用契約期間の途中で退職した者の計上漏れ
- ・雇用契約期間は1年以内であるが、雇用契約書に契約が更新される場合がある旨が明示されている労働者の計上漏れ
- ・雇用契約書に契約更新の有無の明示がないが、類似する形態で雇用されている他の者が1年を超えて引き続き雇用されている実態にある労働者の計上漏れ

納付金制度における常用雇用労働者のうち、「一定の期間を定めて雇用されている労働者」とは？

あなたの企業の労働者で臨時雇用等雇用形態を問わず一定の期間（例えば、1か月、3か月、6か月等）を定めて雇用され、雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる方（日々雇用される方も含む。）及び過去1年を超える期間について引き続き雇用されている方をいいます。

※ 1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者の取扱い

次の①又は②のいずれかに該当する場合、雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる方として取り扱います。

なお、この方が契約期間の途中で退職した場合であっても、雇用された日から退職の日までの間は、常用雇用労働者として計上が必要です。

- ① 雇用契約書等において、その雇用契約が更新される旨又は更新される場合がある旨が明示されている場合
（ただし、更新回数等の上限が併せて明示されていることにより、1年を超えて雇用されないことが明らかである場合は、この限りではありません。）
- ② 雇用契約書等において、その雇用契約を更新されない旨が明示されているものの、業務内容や労働条件が類似する形態（同内容の雇用契約を締結しているなどして）で雇用されている労働者が1年を超えて引き続き雇用されている等の実態にある場合

